

11. 準備書記載事項の修正内容

本事業に係る環境影響評価書の作成に当たり、準備書の記載事項について検討を加えて修正した内容は、表 11.1-1に示すとおりである。

表 11.1-1(1) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
2章 2.2.6(6)1) (c) 水質汚濁防止対策 (p28)	ただし、災害時等において、下水道放流が不可能となった場合を想定し、 <u>クローズドシステムによる処理を可能とする。</u>	ただし、災害時等において、下水道放流が不可能となった場合を想定し、 <u>汚水貯留槽を設置する。</u>
2章 2.2.6 (7) 給排水計画 (p30)	ただし、災害時等において、下水道放流が不可能となった場合を想定し、 <u>クローズドシステムによる処理を可能とする。</u>	ただし、災害時等において、下水道放流が不可能となった場合を想定し、 <u>一週間分の汚水貯留槽を設置する。</u>
7章 7.1.5 (1) 5) ① 煙突排出ガスの諸元 表7.1-47 (p281)	—	(排出濃度欄に () 書きで排出負荷量を追記)
7章 7.5.2 (1) 5) ② a) 煙突排出ガスの諸元 (p419)	煙突排出ガスの諸元は、「7.1 大気質 7.1.5 施設の稼働による二酸化窒素等の影響」と同様とし、悪臭の排出条件は、事例より臭気濃度3,700とした。	煙突排出ガスの諸元は、「7.1 大気質 7.1.5 施設の稼働による二酸化窒素等の影響」と同様とし、悪臭の排出条件は、 <u>類似施設の事例より最高値の臭気濃度3,700とした。類似施設は、「施設に搬入・貯留される廃棄物による悪臭」と同様に東京二十三区清掃一部事務組合の施設のうち焼却方式がストーカ式、流動床式の清掃工場とした。類似施設の排出ガスの臭気濃度調査結果（最高値）を表7.5-6に示す。</u> (表7.5-6を追記)
7章 7.13.2 施設の稼働により発生する廃棄物の影響 (p560～561)	施設の稼働による廃棄物	施設の稼働により発生する廃棄物
7章 7.13.2 (4) 評価の後 (p561)	—	[参考] 施設の稼働により発生する廃棄物（焼却灰及び飛灰）の発生量について、組合を構成する各市町村における平成27年度現在の処理による廃棄物量は、合計で10,473t/年となる(表7.13-8参照)。 表7.13-6に示した本事業による廃棄物の発生量は、7,476～9,599t/年となるため、新ごみ処理施設建設により約1～3割の削減となる見込みである。 (表7.13-8を追記)

表 11.1-1(2) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評価書
8章 8.2 事後調査の内容 表 8.2-1(1) (p569~570)	調査地点： 対象事業実施区域周辺の民家近傍 <u>5</u> <u>地点</u> (地点2～地点6)	調査地点： 対象事業実施区域周辺の民家近傍 <u>6</u> <u>地点</u> (地点2～地点6 <u>及び祝徳公民館、 図8.2-1参照</u>)
9章 9.1 環境影響評価の総合評価 (p584)	調査地点： 対象事業実施区域周辺の民家近傍 <u>5</u> <u>地点</u> (地点2～地点6)	調査地点： 対象事業実施区域周辺の民家近傍 <u>6</u> <u>地点</u> (地点2～地点6 <u>及び祝徳公民館 (p570、図8.2-1参照)</u>)
9章 9.1 環境影響評価の総合評価 (p644)	施設の稼働による廃棄物	施設の <u>稼働により発生する</u> 廃棄物